

東区役所瀬戸支所庁舎建築物・建築設備定期点検業務仕様書

1 委託業務の概要

本業務の受託者は、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づき、損傷、腐食その他の劣化の状況等を点検し、報告書を作成の上、委託者に内容を説明する。

2 業務の内容

本業務は、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく点検を実施する。

(1) 【建築物】平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号

(2) 【建築設備】平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 285 号 ※昇降機を除くに記載の項目。

3 点検者の資格

本業務において、点検及び点検票の記入は、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に規定する定期点検有資格者とする。ただし、平成 28 年国土交通省告示第 483 号の第 2 及び第 4 に定める要件により資格を得た者を除く。

※業務に先立ち業務実施者名簿（住所、氏名、生年月日）および、有資格者を証明する書類の写しを委託者へ提出すること。

4 点検作業における注意事項

(1) 現地での点検は、委託者と事前に協議した日に行うものとする。

(2) 法令を遵守するとともに、事故防止と安全確保に万全の措置を行うこと。

(3) 点検・判定は、施設の規模に応じた人数で連携して行うこと。特に安全上重要な項目の判定は、詳細を確認の上慎重に決定すること。

(4) 点検が困難な部分にあっては、委託者と協議を行うこと。

(5) 点検において、要是正箇所並びに特記すべき事項があると判断するものについては、その状況について写真を撮影し、記録を行うこと。また、緊急対応が必要と判断するものについては、点検後すみやかに委託者に報告すること。

5 成果品

(1) 作成した書類は、建築物、建築設備の定期点検それぞれに、A 4 版（A 4 サイズに折込み可）ファイル綴じとする。

(2) 製本する順番は次のとおりとするが、それぞれの様式は任意とする。

①定期点検結果報告書

②定期点検結果表

③定期点検結果図（配置図、平面図）

④関係写真

(3) 提出部数 2 部